

その他(1)

あさぎり町広域協定運営委員会(会議)の決定事項の周知方法について

あさぎり町広域協定運営委員会(会議)は下表の通り、毎年、年に4回開催しています。

またその決定事項については、あさぎり町広域協定運営委員会規則 第9条 5において、「構成員全員に配布等により確実に周知する」と、決められています。周知方法は、今年度より下表の通りとします。

開催予定月	開催内容	周知1回目 方法と予定月		周知2回目 (方法と予定月)	
令和7年 3月下旬	事業計画の変更 など	農業支援センターのホームページに掲載 	令和7年4月 月上旬頃	構成員個人 に報告資料を 発送 	令和8年 1 月～3月
令和7年 4月中旬	収支決算・監査 報告 運営委員交代など		令和7年4月 月下旬頃		
令和7年 6月下旬	事業計画の設定 予算の設定など		令和7年7月 月上旬頃		
令和7年 10月中旬	事業計画の変更 予算の変更など		令和7年11 月上旬頃		

※農業支援センターのホームページ名は「アグリ旬」です。

※ご自宅でインターネットが閲覧出来ない場合は、ご希望であれば、紙の資料をお渡しいたします、もしくは農業支援センターの事務所のパソコンから閲覧が可能です。



「アグリ旬」への
アクセスはこちらから！

又は、「アグリ旬」で検索

アグリ旬

